

災害時情報伝達手段(防災行政無線等)整備検討業務 特記仕様書

第1条 目的

現状、本市は、災害時等の情報発信について、登録制メールやエリアメール、市ホームページ等を活用することとしており、これらに加え、情報機器を所有していない方などに対して迅速かつ確実に情報が伝達できる情報伝達手段(防災行政無線等の整備方向性)について、検討を進めることとしている。このことから、本業務は、本市に即した「情報伝達手段の検討および選定」と「情報伝達手段の整備事業者選定」に係る支援を目的とする。

第2条 適用範囲

本仕様書は、発注者守山市（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する「災害時情報伝達手段(防災行政無線等)整備検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第3条 業務対象区域

本業務の業務対象区域は守山市全域とする。

第4条 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日までとする。

第5条 準拠する関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書の定めるもののほか、次の法令および規格等に従って実施する。

- (1) 電波法および同法関係法令
- (2) 電波法関係審査基準
- (3) 建築基準法・鋼構造設計基準・建築構造設計基準
- (4) 電気通信事業法・電気設備技術基準・電気設備共通仕様書
- (5) 同法系防災行政無線詳細設計書等
- (6) 有線電気通信法および同法関係法規等
- (7) 日本工業規格
- (8) 総務省 市町村デジタル同報システム標準規格
- (9) 災害情報伝達手段の整備等に関する手引き(消防庁防災情報室)
- (10) 社団法人電波産業会標準規格
- (11) 発注者が定める関連条例、諸規則、地域防災計画等
- (12) その他本業務に関連する法規等

第6条 計画準備

受注者は、本業務の目的および実施内容等をよく把握した上で、業務方針を立案し、業務内容や工程等を示した実施計画書を作成すること。

なお、発注者が今後、情報伝達手段の整備を実施する場合は、令和7年度末(令和8年3月末)を整備完了の目標時期とするため、そのことを踏まえた実施計画書を作成すること。

第7条 情報伝達手段に係る比較検討資料の作成

受注者は、発注者が情報伝達手段の検討および選定を行うにあたり、現在、防災行政無線等において展開している「防災行政無線同報系」、「防災行政無線(移動系同報利用)」、「280MHzポケットベルシステム(同報系)」、「IP回線利用同報系システム」、「コミュニティーFM活用同報系システム」などの多様なシステムについて、機能面、費用面、維持管理面などから、比較検討できる資料(発注者に即した情報伝達手段を比較検討できる資料)を作成すること。なお、比較検討資料の作成に当たっては、先進地事例の調査や各システムメーカー等からイニシャルコストおよびランニングコストに係る見積書を徴取するなどして、資料の正確性を担保すること。

第8条 情報伝達手段の導入方針に係る資料の作成

受注者は、前条に規定する比較検討資料を作成し発注者の承認を得た後は、発注者の意向を確認するなかで、以下の項目を踏まえた「情報伝達手段の導入方針」に係る資料を作成すること。

- (1) 多様なシステムから当該情報伝達手段を発注者が選定(選択)する理由および根拠
- (2) 当該伝達手段の整備に係る事業規模(屋外スピーカーの設置有無や戸別受信機の導入数等を含む事業規模)および事業規模決定に係る理由および根拠
- (3) 上記(2)に係る概算事業費(調査、設計、工事、施工監理など整備に係る全ての費用)および概算事業費に係る算出根拠、活用できる特定財源(緊急防災減災事業債)など
- (4) 上記(2)に係る整備スケジュール
- (5) 整備後に必要な維持管理費や更新費用などのランニングコスト
- (6) 屋外スピーカーの設置位置や戸別受信機の貸出方法および貸出対象者
- (7) 上記の他、導入方針を市の内部および外部に説明するにあたって必要な事項

第9条 整備事業者選定に係る資料の作成および選定支援

発注者は、情報伝達手段の導入に係る整備事業者の選定方法について、公募型プロポーザルにより実施することを検討している。そのため、前条に規定する資料を作成後、以下の資料について作成を進めること。

- (1) 公募型プロポーザルに係る公募資料(公告文、仕様書、企画提案書作成要領など、発注者が公募を行うために必要な資料1式)

- (2) 公募型プロポーザルに係る評価資料(参加資格確認書、評価選定基準書、採点表など、発注者が参加事業者の企画提案内容等の審査を行うために必要な資料1式)
- (3) 契約仕様書案(企画提案内容を反映できる仕様書など、発注者が契約候補事業者(最優秀案者)と契約締結時に必要な資料1式)

なお、本業務期間中に発注者が上記作成資料などを用いて、情報伝達手段の導入に係る公募型プロポーザル方式の公告等を行った場合は、参加事業者の資格確認、企画提案書の分析・評価、審査員への評価基準等の説明、契約仕様書の確認・精査など、情報伝達手段の契約を締結するために必要な支援を行うこと。

第10条 打ち合わせ協議

本業務の円滑な進捗を図るため、業務の進捗状況に合わせて、適宜、対面、メール、ウェブ会議システム等により実施する。

打合せ協議終了後は記録簿を作成し、発注者の承認を得ること。

第11条 中立性及び秘密の保持

受注者は、本業務の実施にあたって、常に中立性を保持するよう努めなければならない。また、業務の遂行上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。

第12条 その他(備考)

本仕様書は、主要事項のみを示しており、明示していない事項であっても当然実施しなければならないものについては、受注者の責任において実施すること。

第13条 成果品

本仕様書に示した作成資料等については、紙ベースで一部提出するとともに電子データ(ファイル型式等別途指示)でも提出を行うこと。